

草加市

Soka City

おくやみ ハンドブック



国指定名勝「おくのほそ道の風景地」 草加松原

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

草加市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様になんらかのお役に立てば幸いです。

草加市役所 048-922-0151（代表）

事前準備について（手続きに不安があって、おくやみコーナーを利用したい場合）

おくやみコーナーを利用する流れになります。

死亡に係る手続きでおくやみコーナーを必ず利用する必要はありません。

（おくやみハンドブック、おくやみ手続きナビ等を利用して、ご遺族で手続きいただけます。）

STEP 1

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 2

持ち物の確認

2ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 3

おくやみコーナーの予約

おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、草加市役所へお越しください。



ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/11221>



来庁時の持ち物について

来庁される方の本人確認書類が必要になります。詳しくは、7 ページ～ 42 ページに必要な手続き一覧がございますので、該当の手続きをご確認の上必要な書類をご持参ください。

本人確認書類について

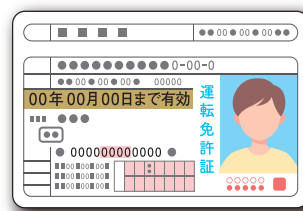
□ 1 点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成 2 4 年 4 月 1 日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2 点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



MEMO

おくやみコーナーのご案内

草加市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめてご案内できます

市役所での主な手続きについて、亡くなられた方の情報を基に受付等を行うことができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもありますが、
その場合は関係部署をご案内いたします。

●書類の記入が一部省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ一部の申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

●専用ブースで安心して相談できます



予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

●電子申請

- ① 「埼玉縣市町村汎用予約サービス（草加市）」にアクセス
- ② キーワード「おくやみ」で検索
- ③ 画面の指示にしたがって申請してください。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-soka-saitama-u/reserve/offerList_initDisplay.action



●電話予約

電話番号：**048-922-0960**

開設時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土・日・祝休日・年末年始を除く）

予約対応時間：開設時間のうち、午前 9 時～午後 3 時まで（電子申請または電話にて予約が必要です。）



草加市おくやみコーナー

場 所：草加市役所 本庁舎西棟 1 階
受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時
（土・日・祝休日・年末年始を除く）

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	☐	住民基本台帳カードを持っていた	
	☐	世帯主が亡くなられ、世帯主のほかに世帯員が2人以上いる	P.8
	☐	印鑑登録をしていた	
年金	☐	国民年金に加入しており、亡くなられた方によって生計維持されていたこどもと配偶者がいる	P.9
	☐	国民年金に加入していた	P.10
	☐	厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた	P.11
	☐	年金を受給していた	P.12
	☐	国民年金または厚生（共済）年金を受給していた	P.13
	☐	国民年金の受給資格が10年以上ある夫が老齢基礎年金を受給する前に亡くなられた	P.14
保険	☐	国民健康保険被保険者証を持っていた	P.15
	☐	国民健康保険税が課されていた	
	☐	後期高齢者医療被保険者証を持っていた	P.16
	☐	限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた	P.17
	☐	特定疾病療養受療証を持っていた	
介護保険	☐	介護保険被保険者証を持っていた	P.18
	☐	介護保険負担割合証を持っていた	
	☐	介護保険負担限度額認定証を持っていた	P.19

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
こども	☐	児童手当を受給していた	P.20
	☐	こども医療費を受給していた	
	☐	18歳以下のこどもを養育している／していた	P.21
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	ひとり親家庭等医療費を受給していた	P.22
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.23
	☐	こどもが保育所等または幼稚園に入所している	P.24
	☐	こどもが児童クラブ(学童)に入室している	
福祉(障がい)	☐	身体障害者手帳を持っていた	P.25
	☐	療育手帳を持っていた	
	☐	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.26
	☐	特別障害者手当または経過的福祉手当を受給していた	
	☐	障害児福祉手当を受給していた	P.27
	☐	重度心身障害者医療費受給者証を持っていた	
	☐	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた	P.28
	☐	在宅重度心身障害者手当を受給していた	
	☐	障害者扶養共済制度に加入していた	P.29

区分	☑	該当事項	詳細ページ
税金	☐	普通自動車を持っていた	P.30
	☐	軽自動車を持っていた	
	☐	原付バイクを持っていた	P.31
	☐	126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた	
	☐	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	P.32
	☐	小型特殊自動車を持っていた	
	☐	個人住民税が課されていた	P.33
	☐	固定資産（土地・家屋）を所有していた	
	☐	共有名義の固定資産（土地・家屋）を所有していた	P.34
	☐	未登記家屋を所有していた	
	☐	固定資産の納税管理人が死亡した	P.35
	☐	口座振替を登録していた	
ペット	☐	犬を飼っていた	P.36
上下水道	☐	受益者負担金の支払いが残っていた	P.37
	☐	公共下水道を使用されていた	
ポ ー ス ト	☐	亡くなられた方が有効期間中のパスポートを所持していた	P.38
住市 宅営	☐	市営住宅の入居者だった	P.39
福祉 （高齢）	☐	おむつ支給を受けていた	P.40
	☐	緊急通報装置の貸与を受けていた	
	☐	GPSの貸与を受けていた	P.41
	☐	配食サービスを受けていた	
	☐	ねたきり老人手当を受給していた	P.42
（生 活福祉 保護）	☐	生活保護を受けていた	P.42

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。返納の必要はありません。なお、相続等の手続きにおいて、亡くなられた方のマイナンバーが必要になることがあります。諸手続きが終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄してください。ご希望があれば、窓口で返納できます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ マイナンバーカード	どなたでも可
	問い合わせ先
	市民課 ☎ 048-922-1536

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期 限
カード所有者が亡くなられた場合、カードは自動的に廃止となります。返納の必要はありませんが、ご希望があれば窓口で返納できます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 住民基本台帳カード	どなたでも可
	問い合わせ先
	市民課 ☎ 048-922-1536

世帯主が亡くなられ、世帯主のほかに世帯員が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、世帯員が2人以上いた場合のみ必要となります。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	同一世帯の方
	問い合わせ先
	市民課 ☎ 048-922-1536

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 印鑑登録証（カード）	どなたでも可
	問い合わせ先
	市民課 ☎ 048-922-1536

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入しており、亡くなられた方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられた場合、その方によって生計維持されていた <u>18歳までの子どもを持つ配偶者や、18歳未満の子ども</u> のうち、所定の受給要件を満たす方が受け取れます。	速やかに ※死亡日から5年を過ぎた部分は時効により請求不可
必要なもの	手続き可能な人
☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ☐ 死亡者と請求者の関係が分かる戸籍謄本 ☐ 死亡診断書 ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ （亡くなられた方とご遺族の住所が異なる場合） 生計同一であったことの申立書 ☐ 年金証書、年金手帳など、 基礎年金番号が確認できるもの（ご遺族のものも含む）	亡くなられた方の配偶者 または18歳未満の子ども
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 048-922-1596

MEMO

国民年金に加入していた

手続き① 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
老齢年金・障害年金を受給したことがない人が亡くなられたときに死亡日の前日までに通算36月以上国民年金保険料を支払っていた場合、その方と生計を同じくしていたご遺族が受け取れることができます。	速やかに ※死亡日から2年を過ぎた部分は請求不可
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ☐ 死亡者と請求者の関係が分かる戸籍謄本 ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 年金手帳（ご遺族のものも含む） ☐ （亡くなられた方とご遺族の住所が異なる場合） 生計同一であったことの申立書 ☐ 年金証書、年金手帳など、 基礎年金番号が確認できるもの（ご遺族のものも含む）	亡くなられた方の(1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹の中で生計を同じくしていた優先順位の高い人
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 048-922-1596

手続き② 年金加入者の死亡届

手続き詳細	期 限
国民年金に加入している方が亡くなられた方の場合、年金の死亡届を市役所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 年金手帳	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課 ☎ 048-922-1596

2. 年金に関する手続き

厚生年金に加入しており、亡くなられた方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	速やかに ※死亡日から5年を過ぎた部分は時効により請求不可
必要なもの	手続き可能な人
年金事務所へご確認ください。	亡くなられていた方によって生計維持されていた配偶者・子・父母・孫または祖父母
	問い合わせ先
	全国の年金事務所 ☎ 0570-05-1165 (ねんきんダイヤル) 草加市在住の方は越谷年金事務所または街角の年金相談センター草加 ☎ 048-960-1190 (越谷年金事務所)

MEMO

年金を受給していた

手続き 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた際に未支給年金を請求する人がいない場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。 ※死亡者の準確定申告をする場合は、受給者権者死亡届の提出が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本、死亡診断書、除票等死亡が確認できる書類 ☐ 年金証書	どなたでも可
	問い合わせ先
	全国の年金事務所 ☎ 0570-05-1165 （ねんきんダイヤル） 草加市在住の方は越谷年金事務所または街角の年金相談センター草加 ☎ 048-960-1190 （越谷年金事務所）

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金または厚生（共済）年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が請求することができます。共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	速やかに ※死亡日から5年を過ぎた部分は請求不可
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ☐ 死亡者と請求者の関係が分かる戸籍謄本 ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 年金証書、年金手帳など基礎年金番号が確認できるもの（ご遺族のものも含む） ☐ （亡くなられた方とご遺族の住所が異なる場合）、生計同一であったことの申立書	亡くなられた方の（1）配偶者（2）子（3）父母（4）孫（5）祖父母（6）兄弟姉妹（7）その他3親等内の親族の中での中で生計を同じくしていた優先順位の高い人
	問い合わせ先
	全国の年金事務所 ☎ 0570-05-1165 （ねんきんダイヤル） 草加市在住の方は越谷年金事務所または街角の年金相談センター草加 ☎ 048-960-1190 （越谷年金事務所）

MEMO

国民年金の受給資格が10年以上ある夫が老齢基礎年金を受給する前に亡くなられた

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、国民年金のみで10年以上の受給資格（納付または免除している）期間がある国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、所定の要件（10年以上継続して婚姻関係にある、生計を維持されていた等）を満たす妻が60歳から65歳までの間受けることができるものです。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	速やかに ※所定の要件を満たす妻が60歳到達した日から5年を過ぎた部分は時効により支給不可
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本 ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ☐ 年金手帳（ご遺族のものも含む） ☐ 死亡診断書	死亡時に継続した婚姻期間が10年以上ある妻 問い合わせ先 保険年金課 ☎ 048-922-1596

MEMO

3. 保険に関する手続き

国民健康保険被保険者証を持っていた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 口座番号確認書類（喪主のもの） ☐ 喪主のフルネームが記載された会葬礼状または葬祭領収書（原本） （死亡者と喪主が別世帯である場合のみ）	喪主
	問い合わせ先
	保険年金課【国民健康保険】 ☎ 048-922-1593

手続き② 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合はP.8の世帯主変更届後、保険証の差し替えが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 国民健康保険被保険者証（世帯全員分）	同一世帯の方
	問い合わせ先
	保険年金課【国民健康保険】 ☎ 048-922-1592

国民健康保険税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
国民健康保険税の納税義務者が亡くなられた場合、納税通知書や還付に関する書類を受けとる方を設定していただくため、相続人代表者指定届の記入が必要になります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（相続人のもの） ☐ 死亡者との関係が分かるもの（戸籍の写し等） （死亡者と相続人代表者が別世帯だった場合のみ。）	相続人
	問い合わせ先
	保険年金課【国民健康保険】 ☎ 048-922-1592

後期高齢者医療被保険者証を持っていた

手続き① 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人
☐ 口座番号確認書類（喪主のもの） ☐ 喪主のフルネームが記載された会葬礼状または葬祭領収書（原本）	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課【後期高齢者医療】 ☎ 048-922-1367

手続き② 高額療養費等の支給の口座変更届

手続き詳細	期 限
相続人代表者の名義で手続きする必要があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 相続人代表者の印鑑 ☐ 相続人代表者の口座がわかるもの ☐ 死亡者と相続人代表者の関係が分かる戸籍（原本） （死亡者と相続人代表者が別世帯だった場合のみ。）	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課【後期高齢者医療】 ☎ 048-922-1367

手続き③ 保険料の精算

手続き詳細	期 限
相続人代表者の名義で手続きする必要があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 相続人代表者の印鑑 ☐ 相続人代表者の口座がわかるもの ☐ 死亡者と相続人代表者の関係が分かる戸籍（原本） （死亡者と相続人代表者が別世帯だった場合のみ。）	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課【後期高齢者医療】 ☎ 048-922-1367

3. 保険に関する手続き

限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 限度額適用認定証または限度額適用／標準負担額減額認定証	どなたでも可
	問い合わせ先
	保険年金課 【国民健康保険】 ☎ 048-922-1593 【後期高齢者医療】 ☎ 048-922-1367

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返還していただく必要があります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 特定疾病療養受療証	どなたでも可
	問い合わせ先
	保険年金課 【国民健康保険】 ☎ 048-922-1593 【後期高齢者医療】 ☎ 048-922-1367

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 介護保険被保険者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	地域介護課 ☎ 048-922-1376

介護保険負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 介護保険負担割合証	どなたでも可
	問い合わせ先
	地域介護課 ☎ 048-922-1414

4. 介護保険に関する手続き

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証について、返却または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 介護保険負担限度額認定証	どなたでも可
	問い合わせ先
	地域介護課 ☎ 048-922-1421

MEMO

5. こどもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、今後こどもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡日の翌日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
＜不足していても手続きは可能です＞ ☐ 児童の口座番号確認書類 (支給対象となっている児童の内、最年長の方のもの) ☐ 本人確認書類 (ご遺族のもの、今後児童を養育する方のもの) ☐ マイナンバー確認書類 (今後児童を養育する方のもの) ☐ 口座番号確認書類 (今後児童を養育する方のもの) ☐ 健康保険被保険者証 (今後児童を養育する方のもの)	今後児童を養育する方
	問い合わせ先 こども政策課 ☎ 048-922-1476

こども医療費を受給していた

手続き こども医療費の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
こども医療費受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。また、こども医療費受給者が亡くなられた場合、今後こどもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類 (ご遺族のもの、今後児童を養育する方のもの) ☐ こども医療費受給者証 ☐ 口座番号確認書類 (今後児童を養育する方のもの) ☐ 健康保険被保険者証 (対象児童のもの)	ご遺族 今後児童を養育する方
	問い合わせ先 こども政策課 ☎ 048-922-1476

5. こどもに関する手続き

18歳以下のこどもを養育している／していた

手続き 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育しているこどもが満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費を申請することができます。所得制限があり、申請者等の収入や、年金等の受給がある場合は、児童扶養手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。申請する方が児童の父母ではない場合は、事前にお問い合わせください。	死亡日の翌日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの、今後児童を養育する方のもの） ※申請に際して必要な書類は、窓口でご確認ください。	ご遺族
	今後児童を養育する方
	問い合わせ先
	こども政策課 ☎ 048-922-1476

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の申請、資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。また、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することが可能です。所得制限があり、申請者等の収入や、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。申請する方が児童の父母ではない場合は、事前にお問い合わせください。また、対象児童が亡くなられた場合、資格喪失または額改定の手続きが必要です。受給者本人が手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの、今後児童を養育する方のもの） ☐ 児童扶養手当証書 ※申請に際して必要な書類は、窓口でご確認ください。	ご遺族
	今後児童を養育する方
	問い合わせ先
	こども政策課 ☎ 048-922-1476

ひとり親家庭等医療費を受給していた

手続き ひとり親家庭等医療費の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。また、ひとり親家庭等医療費の受給者が死亡した場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することが出来ます。所得が一定の額未満の方について、保険診療の自己負担分を助成します。	死亡日の翌日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの、今後児童を養育する方のもの） ☐ ひとり親家庭等医療費受給者証 ※申請に際して必要な書類は、窓口でご確認ください。	ご遺族 今後児童を養育する方
	問い合わせ先
	こども政策課 ☎ 048-922-1476

MEMO

5. こどもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

【亡くなられた方が保護者の場合】

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格の喪失届を提出いただき、未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（申請に関係する全ての方のもの） ☐ 戸籍謄本 ☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	今後児童を養育する方
	問い合わせ先
	こども政策課 ☎ 048-922-1483

【亡くなられた方が児童の場合】

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。資格の喪失届を提出いただき、未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 特別児童扶養手当証書	親族
	問い合わせ先
	こども政策課 ☎ 048-922-1483

こどもが保育所等または幼稚園に入所している

手続き 保育所等・幼稚園の手続き

手続き詳細	期 限
保育所等・幼稚園に登録している世帯構成や住所、氏名、保育を必要とする理由（保護者の就労状況等）に変更があった場合、変更の届出が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 印鑑（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	保育課 ☎ 048-922-1491

こどもが児童クラブ（学童）に入室している

手続き 児童クラブ（学童）の手続き

手続き詳細	期 限
- 児童クラブ（学童）に入室している児童の世帯構成や、住所、氏名、保育を必要とする理由（保護者の就労状況等）に変更があった場合、変更の届出が必要です。 - 児童クラブの利用が不要となった場合、退室届の提出が必要です。 - 保育料の減額免除事由（児童扶養手当または就学援助制度の認定を受けている、生活保護世帯、非課税世帯）に該当する世帯となった場合は、草加市児童クラブ保育料減額・免除申請書の提出が必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
	ご遺族
	問い合わせ先
	こども青少年課 ☎ 048-922-1448

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 身体障害者手帳	ご遺族
	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 048-922-1442 こども政策課 ☎ 048-922-1483

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 療育手帳	ご遺族
	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 048-922-1442 こども政策課 ☎ 048-922-1483

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳を返還していただく必要があります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 精神障害者保健福祉手帳	ご遺族
	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 048-922-1442

特別障害者手当または経過的福祉手当を受給していた

手続き 特別障害者手当または経過的福祉手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期 限
特別障害者手当または経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 048-922-1859

6. 福祉（障がい）に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	こども政策課 ☎ 048-922-1483

重度心身障害者医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。（後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、請求の手続きは不要）	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 重度心身障害者医療費受給者証 ☐ 相続人代表者の口座を確認できる通帳等 ☐ 相続人代表者の印鑑 ☐ 亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かる戸籍（原本） （亡くなられた方と相続人代表者が別世帯だった場合のみ。）	ご遺族
	問い合わせ先
	保険年金課【重心医療】 ☎ 048-922-1035

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 自立支援医療受給者証	ご遺族
	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 048-922-1442 こども政策課 ☎ 048-922-1483

在宅重度心身障害者手当を受給していた

手続き 草加市在宅重度心身障害者手当受給資格の喪失

手続き詳細	期 限
在宅重度心身障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 048-922-1859

6. 福祉（障がい）に関する手続き

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き① 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	死亡日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 住民票の写し又は戸籍抄本（加入者のもの） ☐ 住民票（除票）の写し又は戸籍抄本（障がいのある方のもの） ☐ 口座番号確認書類（加入者のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 048-922-1859

手続き② 障害者扶養共済制度の年金給付請求

手続き詳細	期 限
加入者（保護者）が亡くなった月から掛金に応じて年金が支給されます。	死亡日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 死亡診断書（原本証明がされている写し） ☐ 住民票（除票）の写し又は戸籍諸本（加入者のもの） ☐ 住民票の写し又は戸籍抄本 （障がいのある方（年金受給権者）のもの）	障がいのある方 代理人
	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎ 048-922-1859

MEMO

7. 税金に関する手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の廃車・名義変更手続き

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなった場合、廃車もしくは相続人に名義を変更する必要があります。手続きに必要な持ち物は手続内容等によって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。	名義変更は死亡から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
右記問い合わせ先にご確認ください。	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	埼玉運輸支局(ヘルプデスク) ☎ 050-5540-2026

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の廃車・名義変更手続き

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなった場合、廃車もしくは相続人に名義を変更する必要があります。手続きに必要な持ち物は手続内容等によって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをお勧めします。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
右記問い合わせ先にご確認ください。	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	・定置場が草加市の場合 軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 ☎ 050-3816-3113 ・上記以外の場合 定置場の住所を管轄する 軽自動車検査協会

7. 税金に関する手続き

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの廃車・名義変更手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなった場合、廃車もしくは相続人に名義を変更する必要があります。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（窓口にて手続きする方のもの） ☐ 標識交付証明書 ☐ 原付バイクのナンバープレート ☐ 譲渡証明書（名義変更の場合）	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	市民税課 ☎ 048-922-1049

126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の廃車・名義変更手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク（軽二輪）の所有者が亡くなった場合、廃車もしくは相続人に名義を変更する必要があります。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
右記問い合わせ先にご確認ください。	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	・定置場が草加市の場合 関東運輸局埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2028 ・上記以外の場合 定置場の住所を管轄する 運輸支局

250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の廃車・名義変更手続き

手続き詳細	期 限
排気量250cc超のバイク（小型二輪）の所有者が亡くなられた場合、廃車もしくは相続人に名義を変更する必要があります。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
右記問い合わせ先にご確認ください。	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	・定置場が草加市の場合 関東運輸局埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2028 ・上記以外の場合 定置場の住所を管轄する 運輸支局

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の廃車・名義変更手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、廃車もしくは相続人に名義を変更する必要があります。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（窓口にて手続する方のもの） ☐ 標識交付証明書 ☐ 小型特殊自動車のナンバープレート ☐ 譲渡証明書（名義変更の場合）	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	市民税課 ☎ 048-922-1049

7. 税金に関する手続き

個人住民税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
個人住民税の納税義務者が亡くなられた場合、納税通知書や還付に関する書類を受けとる方を設定していただくため、相続人代表者指定届の記入が必要になります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 死亡者との関係がわかるもの（戸籍の写し等） （死亡者と相続人代表者が別世帯だった場合のみ。）	相続人
	問い合わせ先
	市民税課 ☎ 048-922-1042

固定資産（土地・家屋）を所有していた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産（土地・家屋）の納税義務者（所有者）が亡くなられた場合、法務局で相続登記の申請を行い、所有者の名義を変更する必要があります。（P.45参照） 登記申請手続きが完了するまでの間、納税通知書など固定資産税に関するお知らせを受けとる方を設定していただくため、相続人代表者指定届の記入が必要になります。	相続が発生してから概ね3か月
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本または「法定相続情報一覧図（法務局で証明をうけたもの）」 ※法定相続情報証明制度については、 「法務局ホームページ」をご覧ください。（P.46参照）	相続人
	問い合わせ先
	資産税課 ☎ 048-922-1081（土地） ☎ 048-922-1092（家屋）

共有名義の固定資産（土地・家屋）を所有していた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産（土地・家屋）を複数人の名義で所有（共有）している場合も、納税義務者が亡くなられた場合は共有持分について法務局で相続登記の申請を行う必要があります。（P.45参照） 共有資産の代表（納税通知書が届いていた方）が亡くなった場合で、共有者以外の相続人が納税通知書などの固定資産税に関するお知らせを受け取る場合は、相続人代表者指定届の記入が必要となります。	相続が発生してから概ね 3か月
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本または「法定相続情報一覧図（法務局で証明をうけたもの）」 ※法定相続情報証明制度については、 「法務局ホームページ」をご覧ください。（P.46参照）	相続人
	問い合わせ先
	資産税課 ☎ 048-922-1081（土地） ☎ 048-922-1092（家屋）

未登記家屋を所有していた

手続き 未登記家屋所有者変更届の提出

手続き詳細	期 限
登記していない家屋（未登記家屋）の所有者が亡くなられた場合、未登記家屋を相続される新所有者を特定するため、未登記家屋所有者変更届の記入が必要になります。	相続が発生してから概ね 3か月
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 遺産分割協議書、公正証書遺言など未登記家屋を相続されたことがわかる書類（コピー可）	相続人
	問い合わせ先
	資産税課 ☎ 048-922-1092（家屋）

7. 税金に関する手続き

固定資産の納税管理人が死亡した

手続き 納税管理人申告書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産（土地・家屋）の納税義務者（所有者）が海外在住や成年後見開始等の理由により納税管理人を設定していた場合で、納税管理人が亡くなられた場合、①納税管理人を廃止し納税義務者本人の管理とするか、②新しい納税管理人を設定するか、どちらかの手続きが必要となります。 ①②とも納税義務者が申告書の記入を行い、②の場合は併せて新しい納税管理人による記入も必要になります。	相続が発生してから概ね 3か月
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類 (成年後見が開始されている場合などは、事前に必要書類について資産税課までお電話でご確認ください。)	納税義務者 (記入済み申告書の提出はどなたでも可)
	問い合わせ先
	資産税課 ☎ 048-922-1081 (土地) ☎ 048-922-1092 (家屋)

口座振替を登録していた

手続き 口座振替変更(廃止)の手続き

手続き詳細	期 限
登録口座の変更または廃止の届出が必要となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類 (ご遺族のもの) ☐ (亡くなられた方以外の口座で、口座振替の登録を行う場合) 口座振替を希望される口座の通帳、口座届出印、キャッシュカード	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	納税課 ☎ 048-922-1098

8. ペットに関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して30日以内
必要なもの	手続き可能な人
	新しく犬を所有する方
	問い合わせ先
	くらし安全課 ☎ 048-922-3642

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

9. 上下水道に関する手続き

受益者負担金の支払いが残っていた

手続き 下水道事業受益者変更申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義で受益者負担金の未払いがある場合、受益者の名義変更が必要です。下水道課までご連絡ください。また、受益者負担金の未払いの有無が分からない場合には、申請者の身分証明書及び亡くなられた方との関係が確認できる書類をお持ちの上、下水道課までお越しください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 亡くなられた方との関係が確認できるもの	新しく名義人になる方
	問い合わせ先
	下水道課 ☎ 048-922-2286

公共下水道を使用されていた

手続き 公共下水道使用者変更届出書の提出

手続き詳細	期 限
公共下水道の使用者が変更する場合は、水道営業課へご連絡ください。ただし、排除污水認定を受けていた場合は、下水道課へ使用者の変更の手続きが必要になります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 公共下水道使用者変更届出書	今後公共下水道を使用される方
	問い合わせ先
	下水道課 ☎ 048-922-2286

10. パスポート返納の手続き

亡くなられた方が有効期間中のパスポートを所持していた

手続き 有効期間中パスポートの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が有効期間中のパスポートを所持していた場合、返納届を提出してください。	—
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方のパスポート ☐ 死亡事実が確認できる書類（いずれか1点） ア 死亡事実の確認できる戸籍（除籍）謄（抄）本（原本）または住民票の除票の写し（原本） イ 死亡診断書（死体検案書）（写しでも可） ウ 埋葬（火葬）許可証（写しでも可） ☐ 届出人の本人確認書類	ご遺族
	問い合わせ先 市民課 パスポートコーナー ☎ 048-924-2944

MEMO

11. 市営住宅に関する手続き

市営住宅の入居者だった

手続き 地位承継承認申請、退去手続き

手続き詳細	期 限
名義人が亡くなられた場合、同居人への名義変更にあたっては、地位承継承認申請により市の承認を得る必要があります（要件あり）。亡くなられた名義人が単身者であった場合、同居人が転居する場合や地位承継の要件を満たさない場合には、退去の手続きが必要です。	名義人が死亡した日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 死亡届または死亡診断書	ご遺族、連帯保証人等
	問い合わせ先
	住宅政策課 ☎ 048-922-1798

MEMO

12. 福祉(高齢)に関する手続き

おむつ支給を受けていた

手続き おむつ支給停止の連絡

手続き詳細	期 限
おむつ支給を受けていた方が亡くなられた場合、支給停止の手続きをするものです。長寿支援課またはおむつ配送業者へご連絡ください。	概ね1か月
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
	問い合わせ先 長寿支援課 ☎ 048-922-1281

緊急通報装置の貸与を受けていた

手続き 緊急通報装置の返却

手続き詳細	期 限
緊急通報装置の貸与を受けていた方が亡くなられた場合、緊急通報装置の返却が必要です。長寿支援課または貸与業者へご連絡ください。	概ね1か月
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 貸与していた緊急通報装置、ペンダント	問い合わせ先 長寿支援課 ☎ 048-922-1281

12. 福祉(高齢)に関する手続き

GPSの貸与を受けていた

手続き GPSの返却

手続き詳細	期 限
GPSの貸与を受けていた方が亡くなられた場合、GPSの返却が必要です。長寿支援課または貸与業者へご連絡ください。	概ね1か月
必要なもの	手続き可能な人
☐ 貸与していたGPS、充電器	どなたでも可
	問い合わせ先
	長寿支援課 ☎ 048-922-1281

配食サービスを受けていた

手続き 配食サービス停止の連絡

手続き詳細	期 限
配食サービスを受けていた方が亡くなられた場合、配送停止の手続きをするものです。長寿支援課または配食業者へご連絡ください。	概ね1か月
必要なもの	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	長寿支援課 ☎ 048-922-1281

ねたきり老人手当を受給していた

手続き ねたきり老人手当の消滅届の提出

手続き詳細	期 限
ねたきり老人手当の支給を受けていた方が亡くなられた月まで支給対象となりますが、口座凍結により振込みができなくなります。消滅届の提出及び必要に応じて振込口座の変更手続きが必要です。	概ね1か月
必要なもの	手続き可能な人
☐ 印鑑、振込通帳の写し（ご遺族のもの）	ご遺族
	問い合わせ先
	長寿支援課 ☎ 048-922-1281

13. 福祉（生活保護）に関する手続き

生活保護を受けていた

手続き 福祉事務所（生活支援課）への報告

手続き詳細	期 限
草加市で生活保護を受けていた方が亡くなられた場合、生活保護が廃止になりますので、福祉事務所（生活支援課）へ報告してください。 亡くなられた後の生活保護上の手続きや注意点についてご説明します。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 生活保護受給証（あれば）	ご遺族
	問い合わせ先
	生活支援課 ☎ 048-922-1245

草加市役所以外での主な手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

手続きの一覧	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納	草加警察署 埼玉県草加市花栗 3丁目2番23号 ☎ 048-943-0110
預貯金口座	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求	加入している 生命保険会社
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	川口税務署 埼玉県川口市青木 2丁目2番17号 ☎ 048-252-5141
不動産登記	☐	土地・家屋等の相続登記	さいたま地方法務局 草加出張所 埼玉県草加市八幡町735番地1 ☎ 048-936-0354
クレジットカード	☐	解約	各契約会社 ☎ 0120-151515
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
ケーブルテレビ	☐		
NHK受信料	☐		
株式	☐	名義変更	各証券会社
国債を所有していた方	☐	記名変更・償還金受領	償還金支払場所（郵便局）
電気・ガス料金	☐	名義変更・解約	各契約会社
厚生・共済年金	☐	遺族年金・未支給年金の 手続	越谷年金事務所 埼玉県越谷市弥生町16番1号 越谷ツインシティBシティ 3階 ☎ 048-960-1190
三輪・四輪の軽自動車	☐	名義変更・廃車	軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 埼玉県春日部市下大増新田 字東耕地115番地1 ☎ 050-3816-3113

手続きの一覧	☑	主な手続き	問い合わせ先
二輪の軽自動車 (125cc超から250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	☐	名義変更・廃車	関東運輸局埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 埼玉県春日部市大字増戸723番地の1 ☎ 050-5540-2028
普通自動車	☐	自動車税に関する手続	埼玉県自動車税コールセンター ☎ 0570-012-229
	☐	名義変更・廃車	埼玉運輸支局(ヘルプデスク) ☎ 050-5540-2026
相続放棄・限定承認	☐	相続放棄の申述(相続が発生したことを知ってから3か月以内)	さいたま家庭裁判所 越谷支部 埼玉県越谷市東越谷9丁目2番地8 ☎ 048-910-0132
遺言書の検認	☐	検認・開封	
自筆証書遺言書保管制度	☐	遺言書情報証明書の交付請求	さいたま地方法務局越谷支局 埼玉県越谷市東越谷9丁目2番地9 ☎ 048-966-1321
公正証書遺言	☐	公正証書遺言正本の請求	越谷公証役場 埼玉県越谷市赤山本町2番地11 ブランドール雅ビルII 3階 ☎ 048-962-2796
法定相続情報証明制度	☐	法定相続情報証明の申出	さいたま地方法務局越谷支局 埼玉県越谷市東越谷9丁目2番地9 ☎ 048-966-1321
上下水道	☐	水道の使用中止・名義変更・振替口座の変更	草加市上下水道部 水道営業課 埼玉県草加市氷川町2118番地5 ☎ 048-927-2220(直通)

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

※亡くなられた方の住所地など個別の事情により管轄が異なることがありますので、それぞれの連絡先でご確認ください。

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

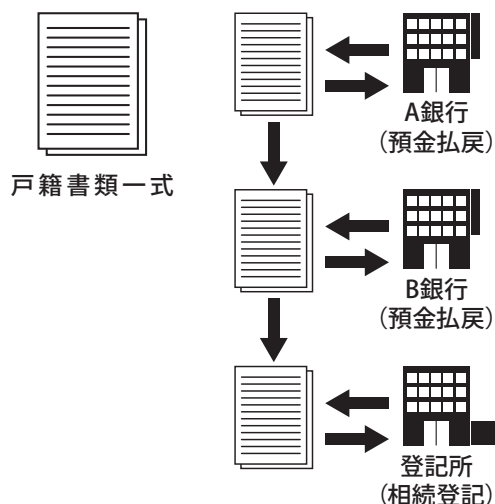
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

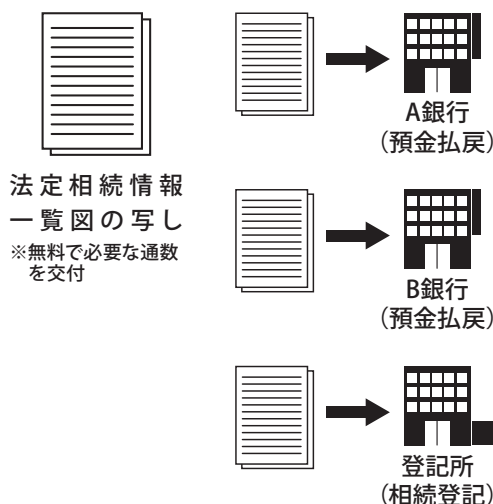
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

建物の適切な管理のお願い

適切に管理されず、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家が増加していることを踏まえ、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正され、「所有者の責務」が強化されました。空き家が、定期的な清掃や点検がされておらず、放置され周辺に悪影響を与える場合には、市から管理不全空家等や特定空家等として指導を行う場合があります。さらに改善されず、勧告を受けると、固定資産税の住宅用地の特例が受けられなくなるため

固定資産税・都市計画税の税金が高くなります。

今すぐ確認！

空き家管理のチェックリスト

- ☐ 敷地内に雑草がたくさん生えていませんか？
→定期的な除草作業を行いましょう。
- ☐ 木の枝が伸び放題になっていたり、周囲に越境していませんか？
→敷地を越えないよう剪定することを心がけましょう。
- ☐ 物品やゴミが堆積して周辺に影響を与えていませんか？
→害虫の発生や臭いの原因になるので片づけをしましょう。
- ☐ 家屋の外装や屋根が壊れていませんか？
→倒壊や建材の飛散により重大な事故が起こるかもしれません。
今すぐに修繕の対応をしましょう。
- ☐ 窓が開いていたり割れていませんか？
→換気のためには2階の窓を開ける、定期的な確認をするなど、
空き家の管理には防犯意識をもって対応しましょう。
- ☐ 相続等の手続きはしていますか？
→相続に関する手続きや調整を放置していると、売買等に支障をきたすおそれがあります。手続きは早めに済ませましょう。



空き家相談窓口

空き家の管理についてお悩みの方はいらっしゃいますか？
草加市では、埼玉県宅建協会埼玉東支部と協定を締結し、「空き家相談窓口」を設置しました。
空き家専門の研修を受けた宅建協会の相談員が空き家の利活用や適正な管理のお手伝いを行っています。

空き家物件募集中 (草加市空き家バンク)

空き家バンクとは、空き家を貸したい・売りたい人と、住居を探している人との橋渡しをする制度です。空き家を有効活用してみませんか？ぜひ、「草加市空き家・空き店舗バンク」に登録してください。

空き家の発生を抑制するための特例措置 (空家の譲渡所得の3,000万円特別控除)

空き家となった被相続人のお住まいを相続した相続人が、耐震リフォーム又は取壊しをした後にその家屋又は敷地を譲渡した場合には、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円を特別控除されることになります。
※昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限ります。
※特例措置の適用には、いくつかの要件があります。

●お問い合わせ先
草加市役所 住宅政策課 / 電話 048-922-1798

MEMO

各種相談窓口一覧 (祝日、休日、年末年始を除く)

内 容	日 時	相談場所
法律相談	毎週火・水・毎月第1・4金曜日 午後1時20分～4時20分	本庁舎西棟1階 市民相談室 (w1F・w1G)
女性の法律相談	毎月第2木曜日 午後1時20分～4時20分	本庁舎西棟1階 市民相談室 (w1F・w1G)
司法書士相談	毎月第1木曜日・第3金曜日 午前9時～午後12時	本庁舎西棟1階 市民相談室 (w1F・w1G)
行政書士相談	毎月第4木曜日 午前9時～午後12時	本庁舎西棟1階 市民相談室 (w1F・w1G)
くらしの法律総合相談	毎月第3木曜日 (8月を除く) 午後1時30分～午後3時30分	本庁舎西棟3階 会議室 (3A・3B) ※お問い合わせ下さい。
行政相談	毎月第2金曜日 午後1時30～午後4時	本庁舎西棟1階 市民相談室 (w1F・w1G)
税務相談	9月～翌年2月の第3金曜日 午後1時30分～午後4時30分	本庁舎西棟1階 市民相談室 (w1F・w1G)

MEMO



備 考	問い合わせ先
相談者（市内在住・在勤・在学者） 相談時間1回20分 相談料無料	広聴相談課 ☎048-922-0566
相談者（市内在住・在勤・在学の女性） 相談時間1回30分 相談料無料	広聴相談課 ☎048-922-0566
相談者（市内在住・在勤・在学者） 相談時間1回30分 相談料無料	広聴相談課 ☎048-922-0566
相談者（市内在住・在勤・在学者） 相談時間1回30分 相談料無料	広聴相談課 ☎048-922-0566
相談者（市内在住・在勤・在学者） 相談時間1回30分 相談料無料	広聴相談課 ☎048-922-0566
当日先着順（予約不要） 相談料無料	広聴相談課 ☎048-922-0566
相談者（市内在住・在勤・在学者） 相談時間1回30分 相談料無料	広聴相談課 ☎048-922-0566

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

MEMO

発 行	草加市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2024 年 6 月